

令和3年度答申第14号
令和3年6月7日

諮問番号 令和3年度諮問第6号（令和3年4月30日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 社会復帰促進等事業としての労災就労保育援護費不支給決定に関する
件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項に基づく社会復帰促進等事業としての労災就労保育援護費の支給申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができると規定し、同項2号は、業務災害及び通勤災害（以下「業務災害等」という。）を被った労働者（以下「被災労働者」という。）の遺族の就学の援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るため

に必要な事業を掲げるとともに、同条2項は同条1項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定めると規定している。

なお、本件不支給決定の当時、上記の基準を定めた厚生労働省令は制定されていなかったが、その後、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険規則」という。）の改正（令和2年厚生労働省令第70号）により、労災保険法29条2項に掲げる事業として労災就労保育援護費等の支給を行うものとする旨の規定（労災保険規則32条）とともに、労災就労保育援護費を支給する者及び支給額を定める規定並びに労災就労保育援護費の支給に関し必要な事項は厚生労働省労働基準局長が定める旨の規定（労災保険規則34条）が設けられ、令和2年4月1日から施行されている。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) P（以下「本件労働者」という。）は、Q社に就労していた者であるが、平成29年1月13日、駅のホームから列車に飛び込み即死した。

（精神障害の業務起因性判断のための調査復命書、死亡届）

- (2) 本件労働者の遺族である審査請求人は、平成30年5月28日、処分庁に対し、遺族補償年金の支給請求をするとともに、本件申請をした。

（遺族補償年金支給請求書、労災就学等援護費支給・変更申請書）

- (3) 処分庁は、平成30年12月10日、上記(2)の遺族補償年金の支給請求に対し、遺族補償年金の全部を不支給とする決定（以下「本件遺族補償年金不支給決定」という。）をした。

（遺族年金不支給決定決議書）

- (4) 処分庁は、平成30年12月10日、本件申請に対し、本件不支給決定をし、審査請求人に対し通知した。当該通知書には、「備考」欄に「遺族補償年金請求の不支給決定により、本件支給申請について不支給と決定するものです。」との記載があった。

（労災就労保育援護費不支給決定通知）

- (5) 審査請求人は、平成31年1月11日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (6) 審査請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し、本件遺族補償年金不支給決定を不服として審査請求をしたところ、B労働者災害補償保険審査

官（以下「本件労災保険審査官」という。）は、令和元年11月13日、当該審査請求を棄却する決定をした。

審査請求人は、上記審査請求棄却決定を不服として再審査請求をしたところ、労働保険審査会は、令和2年10月30日、当該再審査請求を棄却する裁決をした。

（決定書、裁決書）

（7）審査庁は、令和3年4月30日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

本件労働者が過重業務によって亡くなったことについて業務起因性があるにもかかわらず、原処分が業務起因性を否定したため、原処分の取消しを求めらる。

第2 諮問に係る審査庁の判断

労災就労保育援護費の支給対象者は、労災就学等援護費支給要綱（昭和45年10月27日付け基発第774号厚生労働省労働基準局長通達「労災就学援護費の支給について」の別添。以下「本件支給要綱」という。）の3の「（2）労災就労保育援護費」において、要旨、「ロ 遺族補償年金受給権者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた要保育児たる当該労働者の子（・・・）と生計を同じくしている者であり、かつ就労のため当該幼保育児を保育所、幼稚園等に預けている者であって、保育に係る費用の援護の必要があると認められるもの」とされている。

処分庁は、本件労働者の死亡は業務との因果関係が認められないと判断し、本件遺族補償年金不支給決定をしている。また、本件労災保険審査官は、本件遺族補償年金不支給決定に係る審査請求を棄却する決定をしている。さらに、労働保険審査会は、上記審査請求棄却決定に係る再審査請求を棄却する裁決をしている。

したがって、審査請求人は、本件支給要綱の3に掲げる遺族補償年金受給権者であるとの要件を満たしていないから、労災就労保育援護費の支給対象者とは認められない。

以上によれば、本件不支給決定は妥当であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件不支給決定に

違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和3年4月30日、審査庁から諮問を受け、同年5月27日及び6月3日の計2回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和3年5月11日に諮問説明書の補充書及び資料の提出を受け、審査請求人から、同月14日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によれば、本件審査請求受付（平成31年1月11日）から審理員意見書の提出（令和元年8月27日付け）までの期間は約7か月半であるにもかかわらず、審理員意見書の提出から1年8か月以上もの期間を経過してようやく本件諮問（令和3年4月30日）がなされた。このため、本件審査請求受付から本件諮問までに約2年3か月もの期間を要している。

審理員意見書の提出から本件諮問までに上記の期間を要したのは、審査庁が、本件遺族補償年金不支給決定に対する審査請求の棄却決定（令和元年11月13日）及び当該審査請求棄却決定に対する再審査請求の棄却裁決（令和2年10月30日）が出るのを待って、本件審査請求の手續を進めるという運用を行っていたためではないかと考えられる（下記3参照）。こうした事情に加えて、本件の場合、当該裁決から本件諮問までにも6か月を要しており、審査庁の手續は迅速であったとは到底いえない。

審査庁においては、審理手續の迅速化について簡易迅速な手續の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的を踏まえ、改善に向けた真摯な対応を期待したい。この点については、下記3において付言を付している。

(2) 上記（1）で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不支給決定の違法性又は不当性について

労働者災害補償保険は、労働者の業務災害等に対して迅速かつ公正な保護をするために、保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等（社会復帰促進等）を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている（労災保険法1条参照）から、社会復帰促進等事業は、保険給付を補完するものとして、制度が設けられている。そして、本件の労災就労保育援

護費の支給は、労災保険法29条1項2号の「被災労働者」の遺族の援護を図るために必要な事業として行われているものである。したがって、労災就労保育援護費は、同号の文理解からも、保険給付としての遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族でなければ、その支給を受けられないことになる。本件不支給決定時の本件支給要綱が労災就労保育援護費の支給対象者を遺族補償年金受給権者と定めているのは、この趣旨を表したものと解される（なお、本件不支給決定後に改正され施行された労災保険規則は、労災保険法に基づき事業の実施に必要な基準を定めたものであるが、これには支給対象者として本件支給要綱と同様の規定がある（上記第1の1参照））。

そうすると、審査請求人は、死亡した本件労働者の遺族であるが、本件労働者の死亡は労災認定要件を満たすには至らないとして、本件遺族補償年金不支給決定がされている（上記第1の2の（3））から、本件労働者は、被災労働者ではなく、したがって、審査請求人は、労災就労保育援護費の支給対象者とはならない。

また、審査請求人は、当審査会に対し、令和3年5月14日に主張書面を提出しているが、本件遺族補償年金不支給決定に係る主張であって、上記判断を左右するものではない。

以上によれば、本件不支給決定に違法又は不当な点は認められない。

3 付言

(1) 審査請求手続の改善について

現行制度の下では、遺族補償年金に係る審査請求の手続と労災就学援護費及び労災就労保育援護費（以下「労災就学等援護費」という。）に係る審査請求の手続が別個に設けられている。その趣旨に鑑みると、それぞれの手続は、本来、独立して迅速に進めるべきである。しかしながら、審査庁は、遺族補償年金に係る審査請求の手続と労災就学等援護費に係る審査請求の手続が並行して進められている場合には、前者の審査請求の手続の帰結（審査請求の結論、再審査請求の有無及び結論）を待って、後者の審査請求の手続を進めるという運用をしているようであり（当審査会の令和元年度答申第15号及び第41号参照）、本件でも、その運用に従ったと考えられる。仮に審査庁が上記の運用が相当であると考えているのであれば、労災就学等援護費の不支給決定に対する不服も遺族補償年金の不支給決定に対する不服の中で争うことができる制度への変更を検討すべきである。こうした制度への変更が実現すれば、二つの審査請求の手続を別個に

進めなければならないという現行制度における国民の負担をなくすることができ、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図る（行政不服審査法1条参照）ことができることになる。審査庁における真摯な検討が望まれる。

また、その検討が進められる間、上記の運用の下においても、労災就学等援護費に係る審査請求の手続が迅速に進められるべきは当然である。特に、本件のように争点が明確であり、審理員意見書の提出を既に受けているものについては、労働保険審査会の裁決がなされる等遺族補償年金に係る不服申立ての手続が帰結し、当審査会への諮問が必要となった場合には、直ちに当審査会に諮問すべきである。

（2）理由の付記について

審査請求人は、原処分が本件労働者の死亡について業務起因性を認めていないことを審査請求の理由としているが、本来、当該業務起因性の有無は、労災就労保育援護費の不支給決定に対する不服申立てではなく、遺族補償年金の不支給決定に対する不服申立てにより争われるべき事柄である。

そこで、申請者が審査請求の対象を選択し、主張する不服の内容を検討する際の重要な情報である処分の理由について本件不支給決定の通知書における記載状況をみると、当該通知書には理由が記載されている箇所であることを明示する欄が設けられておらず、その「備考」欄に「遺族補償年金請求の不支給決定により、本件支給申請について不支給と決定するものです。」との記載があるにとどまる（上記第1の2（4））。この記載は、本件遺族補償年金不支給決定を理由として本件不支給決定をする趣旨であると一応解することはできるものの、上記のとおり本件不支給決定の「理由」であるとして明記されたものではなく、また、その内容についても、労災就労保育援護費の支給要件の全体像（申請者が遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族であること、すなわち、遺族補償年金の手続で、労働者の死亡が業務上の事由による死亡と認められるとの判断がされ、遺族補償年金の支給決定がされていることが前提となっていること）までは示されていない。

このため、申請者が支給要件及び不支給決定の理由を不支給決定通知書によって正しく理解することができるよう、処分庁としては、不支給の理由を更に具体的に示すことが望ましく、その記載について検討されたい。そして、そうすることは、労災就労保育援護費の不支給決定を不服とする

審査請求の審理手続における争点の明確化につながるとともに、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（同法1条参照）にも資することになると考える。

また、上記のとおり、本件不支給決定の理由が、不支給の理由であると明記されないまま「備考」欄に記載されているのは、本件支給要綱には、不支給とする場合には不支給決定通知書に理由を付記する又は理由を明記した別紙を添付して通知する旨の記載があるものの、本件支給要綱の定める様式（「労災就学等援護費支給変更・不支給通知書」（様式第2号））自体に理由を記載する欄が設けられていないことにそもそもの原因があると考えられるので、当該様式について審査庁における速やかな改善が望まれる。

このような観点から、当審査会は、本件と類似の事案に係る過去の答申（平成30年度答申第15号、第43号及び第59号、平成31年度答申第1号、令和元年度答申第15号、第41号、第79号及び第82号、令和2年度答申第89号並びに令和3年度答申第11号）において、不支給決定の理由付記について改善する必要があることを指摘したが、本件における上記の理由付記は、いまだ十分に改善がされたものということはできない。審査庁における更なる対応が望まれる。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	三	宅	俊	光
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹